

# 7月は“国民健康保険”と“後期高齢者

現在お持ちの国民健康保険証や後期高齢者医療保険証は、7月31日をもって有効期限が満了となり使用できなくなります。

6月号でもお知らせしましたとおり、令和6年12月2日からのマイナ保険証制度への移行により新たに保険証の発行ができなくなりましたので、次のものを7月中旬ごろに郵送します。

## 国民健康保険に加入している方

### ◆マイナ保険証の利用登録をしている方

過去にマイナ保険証の利用登録をしている方へ資格情報のお知らせを送付します。

“資格情報のお知らせ”は現在国民健康保険に加入中であることをお知らせする書類です。

また、70歳～74歳までの場合は負担割合も記載されています。

ただし、この資格情報のお知らせ自体には保険証としての機能はなく、あくまでもマイナ保険証での受診が基本になりますのでご注意ください。

※資格情報のお知らせには右下に小さく切り取れる部分があります。

これは、単体では効力はありませんが、病院などでマイナ保険証の読み取りに不具合が生じた場合でも、間違いなく自分の資格情報を確認するためのものです。

※必ずお手元のマイナンバーカードと一緒にお持ちください

### ◆マイナ保険証の利用登録をしていない方

まだマイナ保険証の利用登録をしていない方やすでに利用登録の解除をした方へ資格確認書を送付します。

“資格確認書”は保険証に準じたものであり、見た目も保険証とあまり変わりません。資格確認書を提示することで保険証と変わらずに病院などを受診することができます。

ただし、限度額認定証などとしての機能はありませんので、必要な方は福祉課にて手続きをして、限度額認定証などの交付を受ける必要がありますのでご注意ください。

### ◆世帯の中で利用登録状況が混在している場合

世帯の中で利用登録をしている方としていない方が混在している場合も世帯主の方へまとめて上記に対応したものを送付します。

世帯主A 様あて

世帯主A

利用登録あり

→資格情報のお知らせ

世帯員B

利用登録なし

→資格確認書

世帯員C

利用登録あり

→資格情報のお知らせ

この場合、利用登録をしている世帯主Aと世帯員Cに資格情報のお知らせ、利用登録をしていない世帯員Bには資格確認書がそれぞれ発行され、世帯主A宛にまとめて送付します。